# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認高知地方第三者委員会分

1	今回	のあ-	っせん	,等(	の概要
Ι.	ᄀᄖ	UJ(Y)	ノヒハ	ノモリ	ノノ イトシメル、マケ

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

厚生年金関係 6件

# 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間のうち、A(船舶所有者)における船員保険被保険者 資格取得日は昭和40年3月1日、資格喪失日は41年6月6日であると認め られることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に 係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、2万4,000円とすること が妥当である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和40年2月22日から41年6月6日まで 私は、私の船員手帳によると、昭和39年9月16日から41年6月6日まで、A氏のB丸に乗船勤務していたにもかかわらず、申立期間が船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

1 申立人が提出した船員手帳の記録から、申立人は、申立期間において、 B丸の甲板員として乗船勤務していたことが推認できる。

また、Aの船員保険被保険者名簿を見ると、申立人と名が異なるものの、同姓かつ生年月日が同じである甲板員が、昭和 40 年 3 月 1 日から 41 年 6 月 6 日まで、B丸で船員保険に加入した記録が確認できる上、オンライン記録によると、当該記録は、基礎年金番号に未統合の記録とされていることが確認できる。

さらに、当時の複数の同僚は、「B丸に乗船していた船員のうち、申立人と同じ姓の人は1人だけであり、この者は、申立期間の一つ前の航海にも同船に乗船していたと聞いた。」旨を供述していることから考えると、前述の未統合とされている船員保険被保険者記録は、申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 40 年 3 月 1 日に 船員保険の被保険者資格を取得し、41 年 6 月 6 日に資格を喪失した旨の届 出を社会保険事務所(当時)に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の船員保険被保 険者記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間のうち、昭和 40 年 2 月 22 日から同年 3 月 1 日までの期間について、A の船員保険被保険者名簿を見ると、同氏のB 丸で 40 年 2 月 22 日に船員保険の被保険者資格を喪失した同僚が申立人を含め 17 人確認でき、当該期間に同氏のB 丸での船員保険加入者は 2 人のみであることが確認できることから、申立人についても、複数の同僚と同様、当該期間において、船員保険に未加入であったものと考えることが自然である。

また、申立人が当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が当該期間において事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 40 年 2 月 22 日から同年 3 月 1 日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和3年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月1日から22年4月1日まで

私は、昭和21年8月1日からA社B支店(当時はC社)に継続勤務していたにもかかわらず、同事業所での厚生年金保険の被保険者資格の取得日が22年4月1日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

なお、私は、申立期間当時はC社のD営業所に勤務していた。

# 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する「従業員カード」及び申立人が提出した「人事手帳」から、申立人は、申立期間においてC社に継続勤務していたことが確認できる。

しかし、A社からの回答及び当時の同僚の供述から、昭和21年8月にC社のD営業所に入社した者は3人(申立人を含む。)であったことが推認できるところ、オンライン記録によると、申立人を含む3人の同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日は、いずれも22年4月1日とされていることが確認できる。

また、A社が保管する「従業員カード」及びオンライン記録から、昭和21年4月1日前後にC社D営業所に入社し、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者(前述の3人を除く。)に照会したところ、入社と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したとする者がいる一方で、入社から1か月から3か月経過した日に取得しているとする者も確認できることから、当時、同事業所では、入社から厚生年金保険に加入させるまでの期間について、区々の取扱いであったことがうかがわれる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申

立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月から37年3月1日まで 私は、昭和34年4月から37年3月1日まで、A社に勤務していたにも かかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年 金保険加入期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に勤務していた旨を主張している。 しかし、商業登記簿謄本及びオンライン記録によると、申立人が主張する所在地には、「A社」は存在しておらず、厚生年金保険の適用事業所と しても確認できない。

また、申立人は、当時の同僚を記憶しておらず、事業主についても、姓のみしか記憶していないことから、申立人が勤務していたと主張する「A社」を特定することはできない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業 主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月から同年9月まで

私は、A社(又はB氏)のC丸に乗船勤務していた期間のうち、申立期間が船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社(又はB氏)のC丸には申立期間を含め、複数回乗船勤務していた旨を主張しているところ、Bの船員保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和24年6月2日から同年10月3日までの期間及び24年11月22日から25年3月31日までの期間において、同氏で船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人がC丸で一緒に乗船勤務していたと記憶する複数の同僚の氏名が、同氏の船員保険被保険者名簿で確認できることから、申立期間当時、申立人が乗船勤務していたとされるC丸の船舶所有者はBと考えられる。

しかし、当時の同僚からは、申立人が申立期間において、BのC丸に乗船 勤務していた旨の供述が得られず、申立期間における申立人の勤務実態等は 確認できない。

また、船員保険の記号払出簿によると、Bの船員保険の事業所としての新規適用年月日は昭和23年9月1日とされており、申立期間のうち、23年5月から同年8月31日まで、船員保険の適用事業所として確認できない。

さらに、C丸に一緒に乗船勤務していたと申立人が記憶する複数の同僚は、 オンライン記録によると、申立期間において船員保険に未加入であることが 確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控

除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年6月から48年6月1日まで

② 昭和50年8月31日から52年2月まで

③ 昭和52年2月から54年3月まで

私は、申立期間①及び②はA社に、申立期間③はB社に、それぞれ現場作業員として勤務していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時の同僚の供述から、申立人は、申立期間のうち昭和 42 年ごろから 44 年ごろまで、A社の合材工場の現場作業員として勤務していたことがうかがわれるものの、当該同僚の供述からは、申立人が同社に勤務していた期間を特定することはできない。

また、当時の同僚からは、「合材工場では、班制により各工事現場を移動していた。また、現場作業員は、日雇健康保険と失業保険に加入していたが、厚生年金保険には加入していなかった。」旨の供述が得られた。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間①後に勤務していた事業所から間断なく再度、A社に勤務することとなった旨を主張しているものの、 当時の複数の同僚等からは、申立期間②において、申立人が同社に勤務していた旨の供述が得られない。
- 3 申立期間③について、申立人は、C県のB社に勤務していた旨を主張しているところ、オンライン記録により、当該期間において同社で厚生年金保険に加入している者からは、申立人が同社に勤務していた旨の供述は得られない。

また、前述の者からは、「B社では、現場作業員は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」旨の供述が得られた。

さらに、戸籍の附票によると、申立人は、申立期間③中である昭和52年4月10日に、B社が所在するC県からD県に住民登録地を異動させていることが確認できる。

4 加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①、②及び③において国民年金に加入し、昭和41年6月から42年3月までの期間及び50年8月から54年3月までの期間の国民年金保険料を納付し、かつ43年4月から44年3月まで、申請免除期間とされていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①、②及び③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはで きない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から平成元年11月13日まで 私は、昭和56年4月からA社に継続勤務していたにもかかわらず、同 社での厚生年金保険の被保険者資格の取得日が平成元年11月13日とされ、 申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

#### 第3 委員会の判断の理由

当時の同僚等の供述から、申立人は申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は、平成元年 11 月 13 日とされており、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立期間のころにおいて、A社に勤務していたと供述する同僚は、 オンライン記録によると、昭和 56 年4月から国民年金に加入し、59 年4月 から平成元年10月分まで、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、当時の同僚等からも、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除の有無等についての供述は得られない上、申立期間当時、申立人が居住していた市町村の記録によると、申立人は、申立期間のうち昭和 56 年 11月 30 日から平成元年 11月 14日まで、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申

立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を 農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月ごろから49年2月1日まで

私は、昭和 48 年2月ごろからA組合の外郭団体であるB社に勤務し、同社に勤務期間中は農林漁業団体職員共済組合員に加入させると言われた記憶があるにもかかわらず、当該共済組合の組合員資格の取得日が 49 年2月1日とされ、申立期間が当該共済組合に未加入とされているので、当該共済組合加入期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社において、昭和48年10月21日から58年11月4日までの期間に係る雇用保険の加入記録が確認できる上、複数の同僚の供述から、申立人の同社における入社時期は、昭和48年5月ごろと推認することができる。また、オンライン記録によると、申立人は、B社に勤務していた49年2月1日から58年11月5日まで、農林漁業団体職員共済組合加入期間とされていることが確認できる上、当時の同僚の供述等から判断すると、当時、同社に勤務していた従業員2人(申立人を含む。)は、当該共済組合に加入させる取扱いとしていたことが推認できる。

しかし、C組合(A組合の後継事業所)が保管する「組合員資格異動届等処理済通知書(写)」を見ると、申立人の農林漁業団体職員共済組合員の資格取得日は昭和49年2月1日とされ、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、当時の同僚等からも、申立期間における申立人の掛金控除の有無等についての供述は得られない上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年2月から同年10月まで、国民年金に加入し、かつ保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において農林漁業団体により給与から掛金を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が、農林漁業団体職員共済組合員として、申立期間に係る掛金を農林 漁業団体により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、オンライン記録によると、B社は、申立期間及びそれ以外の期間も 含めて、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。